

## 報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償額の決定  
の報告及び承認について  
上記の報告をする。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償額の決定  
の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成  
24年1月24日、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分したので、同  
条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

### 損害賠償額の決定について

- 1 賠償の金額 金1,200,000円也
- 2 賠償の相手 区に対し、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」とい  
う。）等被害者支援措置申出者である都内在住の女性及びその子
- 3 賠償の理由 平成23年6月27日、DV等被害者支援措置申出者の戸籍の  
附票の写しを区が誤って発行したことにより、DV加害者に申出  
者の現住所地が知られることとなった。  
申出者の身の安全確保を図るべく速やかな住居の移転が必要と  
なったため、移転に係る費用を賠償する。